

成年後見制度の見直しに係る民法改正のヒアリング意見書

I 困り事

障害者の権利に関する条約第36条及び第39条に基づき障害者の権利に関する委員会が出した総括所見では、民法において障害を理由とした不平等が懸念されており、一般的意見第1号を鑑みて代理決定パラダイムに基づく制度を廃止するための民事法制を改正することが勧告されている。この場合の代理決定パラダイムとは、一般的意見第1号パラグラフ7によると成年後見制度のことを含むとされる。そのため、成年後見制度は、国連から廃止を求められている制度ということになる。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議では、「障害者の権利に関する条約第三十九条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること。」が含まれている。

このことから成年後見制度それ自体が障害者との不平等を帰結する法制度であり、障害者団体にとっての困りごとのひとつと考えている。各論的にも、さまざまな課題が指摘されているが、当面は総論的な課題について具体的な意見を述べていきたい。加えて、①取消権行使と代理権行使の実態、②受任件数の最大値及び中央値、③居住用不動産の処分（売却）の実態を明らかにしていく必要がある。

II 成年後見制度の見直しに係る民法改正に求めること

成年後見制度の見直しに係る民法改正は、障害者の権利に関する条約第36条及び第39条に基づく勧告を踏まえて、次の通りに進められる必要がある。

(1) 民法改正

①精神上の障害要件の撤廃

同条約は、他の者との平等を基礎とした措置を講じるよう締約国に求めている。このことから、精神上の障害という要件は、障害を理由としていることが顕著であるため、削除される必要がある。

②事理弁識能力要件から社会的障壁との相互作用要件への変更

同条約は、医学モデルから社会モデルへの転換を趣旨としている。事理弁識能力要件は、障害者基本法に定める障害の定義と比較して個人に原因を求める色彩が強い。そのため、環

境の変化により成年後見等が不要になった場合でも、認知症や知的障害の診断があるというだけで実際には解除されないという問題が生じている。このことから、事理弁識能力要件は、社会的障壁との相互作用という観点から必要性を判断する新要件へと変更される必要がある。

また、成年後見制度は、必要なときにだけ使って不要になったらやめることができるような制度へと改める必要がある。そのため、「常態」等の文言は、すべて削除される必要がある。なお、スポット後見の具体策としては、必要性に係る定期審査制度や期限制度の導入を求める声もあるが、機能障害を要件とする医学モデルの枠組みを維持するために導入するのであれば認めることはできない。

③後見類型・保佐類型の撤廃及び制限行為能力の限定・明文化

現行の成年後見制度は、成年後見、保佐、補助の類型ごとに制限できる法律行為の内容が異なる。現行の補助は、不動産売買など制限される法律行為の内容が限定的であるが、さらに制限できる法律行為を必要最低限まで限定していく必要がある。後見類型と保佐類型については、削除される必要がある。

④意思決定支援を受ける権利の明文化

同条約第12条第3項は、法的能力の行使に当たって必要な支援を求めている。ここでいわれる支援とは、一般的意見第1号によると最善の利益に基づく介入ではなく、意思及び選好に基づく支援であるとされる。この趣旨をあらわした明文の規定が必要である。

民法第858条の意思尊重義務は、同条約第12条第4項を踏襲して、意思及び選好の尊重へと修正される必要がある。身上配慮義務と財産管理は存置し、これらが可能な限り短い期間に適用されることを明文化する必要がある。

⑤補充性要件の導入

制限行為能力が限定的に運用されるように最終選択肢であることを明記し、意思決定支援などの活用を推奨する補充性要件を導入する必要がある。

⑥障害者の法律の前の平等の明文化

同条約は、障害者が法律の前で他の者と平等であることの承認を締約国に求めている。このことは、民法への明文化を通して担保される必要がある。但し、精神上的障害要件の削除によって障害者の法律の前の平等が達成されたと考えることを妨げるものではない。

⑦法的人間像に障害者を包摂するための民法の抜本的見直しに向けた検討の開始

これら一連の見直しが障害者を包摂するための議論の足がかりとして捉えられるように、政府は、さらなる検討を続けていく必要がある。

(2) 家事事件手続法の改正

①後見類型及び保佐類型の削除に伴って、後見類型及び保佐類型の手続きを削除する必要がある。

②スクリーニング及びクリアリング手続きの導入

家事事件手続法第119条を修正し、障害を理由とした行為能力の制限はできない旨を明文により規定する必要がある。そして、成年後見に相当するかどうかの審判は、その必要性を事前にスクリーニング、クリアリングしなければならない手続きへと修正する必要がある。

また、環境要因により現に生じた必要性（社会的障壁との相互作用によるものに限る）を挙証する手続きを基本とし、鑑定はその補足資料としての位置づけにとどめる必要がある。

③陳述及び意見の聴取

家事事件手続法第120条第1項但書は削除し、陳述及び意見の聴取を例外なくおこなうこととする。なお、陳述及び意見の表明ができない者については、家庭裁判所による面談の報告で陳述及び意見の聴取に変えることができるようにする。

④必要性の消滅

審判の取消しについては、環境要因により現に生じた必要性（社会的障壁との相互作用によるものに限る）の消滅の有無を審判するものにする必要がある。

⑤監督体制

家庭裁判所が監督する仕組みとし、成年後見監督人等制度は削除したほうがよい。家庭裁判所だけで監督できる件数にまで審判件数を減らす必要がある。

⑥報酬

一部には、専門職の収入源のための制度との批判がある通り、報酬額や付加報酬の理由が本人や家族に公開されていない現状にも問題がある。報酬額の決定に本人が関与できる仕組みが必要である。

(3) その他、法律の改正

①住民票と印鑑

平成12年2月23日自治新第16号 自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長通知「印鑑の登録及び証明に関する事務に係る成年被後見人の取扱いについて」の廃止が必要である。

②欠格条項の見直し

欠格条項のモニタリングと見直しが必要である。

以 上